

## 福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県福祉・介護職員処遇改善加算支援事業費補助金実施要綱（令和6年3月15日5障第3305号。以下「県実施要綱」という。）及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、令和6年2月から5月までの間、福岡県内の障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、障がい児通所支援事業所又は障がい児入所施設（以下「事業所等」という。）に勤務する福祉・介護職員の収入を引き上げる措置を実施することにより、福祉・介護職員の処遇を改善することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、県実施要綱第4条第1項で規定された事業所等を運営する者（以下「事業者」という。）を交付対象とする。

### (交付対象の事業内容)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、県実施要綱第3条で規定された事業とする。

2 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、令和6年2月から同年5月までとする。ただし、報酬等の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給については、最大2か月間対応することとする。

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、県実施要綱第5条の規定により算出された額とする。

### (賃金改善の要件)

第6条 事業者が補助事業を実施するに当たっては、県実施要綱第6条に定める要件をすべて満たさなければならない。

### (交付の除外要件)

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（福岡県知事（以下「知事」という。）が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る計画、収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管し、知事から求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。
- (5) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(計画書の提出)

第9条 補助事業を実施する事業者は、県実施要綱第7条の規定に基づき、福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金処遇改善計画書（以下「計画書」という。）及び様式第1号別紙を作成し、別に指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項において、別に指示する期日後に新たに開設する事業所については、同項中「別に指示する期日までに」を「速やかに」に読み替えるものとする。
- 3 事業者は、計画書に変更（県実施要綱第10条に定める場合に限る。）があった場合は、県実施要綱第10条の規定に基づき、計画書の変更を届け出なければならない。

(申請手続)

第10条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する計画書及び役員名簿を提出した上で、様式第1号により、知事に申請しなければならない。

2 前項の申請については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した障がい福祉サービス等のうち、令和6年4月サービス分以後の最初の報酬の請求を福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に行う（障がい児施設措置費の請求については福岡県、北九州市又は福岡市に行うものとする。）ことにより、様式第1号の提出に代えることができる。

3 前項にかかわらず、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した障がい福祉サービス等のうち、次のいずれかに該当する場合は、様式第1号の提出に代えることができる。

(1) 事業者が障がい福祉サービス等を利用する措置児童に係る委託費の請求を市町村に行った場合

(2) 前号のほか、事業者が障がい福祉サービス等を利用する者に係る報酬の請求を市町村に行った場合

(交付決定の通知)

第11条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

2 前項の通知については、国保連が補助金の支払額通知書を事業者に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第13条 事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は別に指示する期日のいずれか早い日までに、県実施要綱第8条の規定に基づき、福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という）を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(特別事情届出書)

第 15 条 事業者は、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合、県実施要綱第 11 条の規定に基づき、特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

（事業変更の承認）

第 16 条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、様式第 2 号により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した障がい福祉サービス等のうち、令和 6 年 4 月サービス分以後の 2 回目以後の報酬の請求を国保連に行う（障がい児施設措置費の請求については福岡県、北九州市又は福岡市に行うものとする。）ことにより、様式第 2 号の提出に代えることができる。

3 知事は、第 1 項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。なお、承認の通知については、国保連が第 1 項の申請に係る補助金の支払額通知書を事業者に送付することにより、これに代えることができるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 17 条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第 3 号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第 18 条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、知事に請求しなければならない。

2 前項の請求については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した障がい福祉サービス等のうち、令和 6 年 4 月サービス分以後の各月の報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった報酬の額に基づき第 5 条に規定する方法により算定された補助金額について、概算払の請求がなされたものとみなす。なお、令和 6 年 2 月サービス分及び同年 3 月サービス分の報酬に基づき算定された補助金額については、令和 6 年 4 月サービス分の報酬の請求時に概算払の請求がなされたものとみなす。

3 知事は、第 1 項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（その他）

第 19 条 特別の事情により第 10 条、第 13 条、第 16 及び第 17 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

令和6年 月 日

福岡県知事 殿

法人住所

事業者名

代表者名

（記名押印又は代表者による署名）

福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 交付申請書

このことについて、福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 法人名：  
事業所名：  
事業所番号：  
サービス種別：

2 補助金申請額 円

3 その他添付書類



福岡県知事 殿

法人住所  
事業者名  
代表者名  
(記名押印又は代表者による署名)

福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 変更交付申請書

令和 年 月 日付 障第 号で交付決定を受けた福岡県福祉・介護職員  
処遇改善支援事業費補助金について、交付決定額の変更を受けたいので、当該補助金交付要  
綱第16条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 法人名：  
事業所名：  
事業所番号：  
サービス種別：

2 追加交付・交付決定一部取消申請額	円
(内訳) 補助金既交付決定額	円
変更後補助金所要額	円

3 その他添付書類

令和6年 月 日

福岡県知事 殿

法人住所  
事業者名  
代表者名  
(記名押印又は代表者による署名)

福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 障第 号で交付決定を受けた福岡県福祉・介護職員  
処遇改善支援事業費補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、当該補助  
金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 法人名：  
事業所名：  
事業所番号：  
サービス種別：
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の時期